

第39回農地総会議事録

開催日時	令和2年9月7日（月） 午後3時30分から	
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室	
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・西本 統洋・加藤 孝幸・高橋 政継・ 中島 義幸・久保田 彦昭・大野 哲・竹内 佳代・山本 和正・ 前田 眞作・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博・矢野 強 以上15名	
欠席委員	廣井 千里・中村 富貴・中島 正根・森田 浩明 以上4名	
事務局出席者	岩崎事務局長・近森次長・竹内係長・野中主任・北村主査 以上5名	
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件 第3号議案 農地法第18条第1項の規定による許可申請の件 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第5号議案 農地利用集積計画変更の件 議案外（報告） ・農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ・農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・非農地証明願の件 ・農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件	
備考〔添付書類〕	○第39回農地総会議案書 ○現地案内図 ○第3号議案案件1 資料 ○令和2年度 今後のスケジュール（予定）	

開 議 長	会 議 長	(高橋 政継 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後 3 時 30 分)) ただいまより第 39 回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は中島正根委員，森田浩明委員，廣井千里委員，中村富貴委員の 4 名です。 委員総数 19 名中 15 名の出席です。過半数に達しておりますので，農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき，本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	議 長 委 員 議 長	会議規則第 23 条第 2 項におきまして，議事録には，議長及び総会において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただきます。 (異議なし) ご異議なしとのことですので，私の方で指名させていただきます。 署名委員は，池澤誠委員と川澤一博委員の 2 名にお願いいたします。
議 議 長 北村主査	議 議 長 北村主査	ただいまから，議案の審議を行います。 第 1 号議案，農地法第 3 条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 議案の説明に入ります前に，議案書に一部誤りがありますので，訂正をお願いいたします。 表紙をめくっていただいて目次を掲載しておりますが，その中で第 2 号議案の件数を 5 件と記載しておりますが，正しくは 1 件です。また，第 5 号議案の件数についても，1 件と記載しておりますが，正しくは 2 件ですので，各自で訂正をお願いいたします。面積については，訂正はありません。大変申し訳ありませんでした。 それでは，第 1 号議案の説明をさせていただきます。 今月は，9 件の申請が出されております。議案書は 2 ページをご覧ください。 案件 1 と案件 2 は，譲受人が同一の関連案件となっておりますので，まとめてご説明いたします。 案件 1 は，鏡狩山，その他の区域，畑，419 m ² 外 1 筆，合計 570 m ² を，案件 2 は，鏡狩山，その他の区域，登記地目田，現況畑，661 m ² 外 1 筆，合計 909 m ² の持分 2 分の 1 を，譲受人の自宅に隣接することによる耕作便利のため，売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が案件1の申請地、緑色に塗った所が案件2の申請地、水色に塗った所が譲受人の自宅です。

両案件の譲受人は、農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付していただいております。

耕作計画書によりますと、譲受人は元々、自宅近辺で農業を行いたいと希望しており、これまでも案件2の申請地を口約束で借りる形でキュウリ、ゴーヤ、カボチャ等を栽培していたとのことで、今後は、案件1の申請地ではミカン、小夏、ライムを、案件2の申請地ではキュウリ、インゲン、カボチャ、トマトを栽培する予定であるとのことです。

その他、申請書の別添によりますと、農機具については、軽トラックを1台所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、これまでも畑として利用しており、取得後も同じく畑として使用し、周辺農地の耕作条件に合わせるため、影響はないとのことです。

なお、案件2の申請地については、申請が許可となり、所有権が移転されますと、譲受人と共有者1名の持分2分の1ずつの共有地となります。このことについて、譲渡人及び譲受人より上申書が添付されております。

上申書によりますと、本件の申請地については、平成4年に譲渡人が相続して以降、譲渡人が耕作、管理していたとのことで、平成27年からは今回の譲受人が口約束で借りる形で耕作していたとのことです。もう一人の共有者の方は、明治32年に所有権を取得しておりますが、現在、本人及び関係者がこの土地を耕作、管理している実態はないとのことです。今回、譲受人へ持分を移転するにあたり、もう一人の共有者についても近隣の方に聞き合わせましたが、連絡先等も不明であったため、やむを得ず2分の1の持分を移転することとしたとのことで、もし今後、もう一人の共有者側と連絡が取れた場合には、譲受人が責任を持って対応するとのことです。

また、両案件の譲受人は、現在の経営面積が0㎡で、鏡地区の下限面積の1反を満たしておりませんが、今回の2件の申請が許可になりますと、経営面積は合計で1,479㎡となり、下限面積要件を満たすこととなります。

続きまして案件3は、鏡吉原、その他の区域、畑、108㎡外1筆、合計1,165㎡を親族間の贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回

の申請地では、茶、四方竹を栽培する予定であるとのことです。なお、譲受人は南国市に居住しているため、経営面積を確認する資料として、南国市農業委員会の農業経営状況証明書が添付されております。

農機具につきましては、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、地域の防除基準に従い従来どおり営農をするため、周囲に影響はないとのことです。

なお、今回の申請地のうち、1筆については抵当権が設定されておりますが、譲受人は抵当権について承知しており、問題が生じた場合は、責任をもって処理する旨の申立書が添付されております。

続きまして案件4と案件5は、申請地が同一の案件で、一筆の土地に各案件の借人がその土地の一部にそれぞれ使用貸借権を設定するという申請となっております。

今回の申請の経緯としましては、本件貸人は相続税の納税猶予を受けておりますが、体調を崩し、全ての経営農地を耕作していくことが困難となったため、借り手を探していたところ、両案件の借人であれば、権利の設定をしても引き続き納税猶予を受けることができることを確認できたため、今回の申請に至ったものです。

それでは、案件の説明をさせていただきます。

案件4は、新田町、市街化区域、登記地目田、現況畑、1,522㎡のうち476㎡を、案件5は同じく新田町、市街化区域、登記地目田、現況畑、1,522㎡のうち150㎡を、両案件とも許可日から令和10年7月31日までの期間、使用貸借権を設定するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。赤線が申請地の筆の形状を示しており、ピンクに塗った所が案件4の、緑に塗った所が案件5の申請地です。

借人の農業経営状況等につきましては、案件ごとに説明させていただきます。

案件4について、申請書の別添によりますと、借人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、野菜やトウモロコシを栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのことです。

借人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻と長男も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従

い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

また、案件5について、申請書の別添によりますと、借人は所有している農地を全て耕作しており、高知市以外にも、南国市に農地を所有していることから、南国市農業委員会に耕作状況について照会したところ、全て耕作しているとの回答がありました。

なお、今回の申請地では、サツマイモ、大根を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

借人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、外に妻も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、議案書3ページの案件6と案件7は、譲受人・賃借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件6は、重倉、その他の区域、登記地目田、現況畑、894 m²を、親族間の贈与により所有権を移転するという申請で、案件7は、重倉、その他の区域、田、601 m²外3筆、合計3,951 m²を、賃借人の希望による経営拡大のため、許可日から5年間賃借権を設定するという申請です。

現地案内図は、No.4をご覧ください。ピンクに塗った所が案件6の申請地で、緑に塗った所が案件7の申請地です。

両案件の譲受人・賃借人は、農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付いただいております。

耕作計画書によりますと、今回の申請地で、母の生前中は20年ほど農作業を手伝っていたとのことで、母が亡くなってから約15年間耕作をしていないため、案件7の賃借人である姉に教わりながら耕作をするとのことです。

その他、申請書の別添によりますと、案件6の申請地では果物の柿、野菜を栽培する予定で、案件7の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人・賃借人は農作業の経験があり、農業に常時従事する予定のため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農をするため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、両案件の譲受人・賃借人は、現在の経営面積が0 m²で、下限面積の4反を満たしておりませんが、今回の2件の申請が許可になりますと、経営面積は合計で4,845

m²となり、下限面積要件を満たすこととなります。

続きまして案件8は、五台山、市街化調整区域、田、259 m²外1筆、合計292 m²を、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図は、No.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

なお、議案書の目的欄に「混同」と記載しておりますが、この「混同」というのは、譲受人が申請地に対して既に賃借権を有しているため、その土地の所有権を取得した場合に、賃借権と所有権を有する方が同一となり、その結果、権利が混同することで賃借権は消滅して所有権だけが残ることを言います。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有及び借り入れている農地を全て耕作または保全管理しており、高知市以外にも、南国市、香南市にも経営農地があることから、各自治体の農業委員会に、耕作状況について照会したところ、全て耕作もしくは保全管理されているとの回答がありました。

なお、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど7台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に父も農業に常時従事しているとのことです。また、10人の作業員を常時雇用して農作業を行っているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、取得する土地の周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をすること、及び、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、議案書3ページから4ページにまたがります案件9は、春野町弘岡上、市街化調整区域、田、955 m²外1筆、合計2,045 m²を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有している農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周辺地域の農地の耕作条件に合わせるため、特に影響がないと考えるとのことです。

以上、案件1、案件2については、両案件ともに許可となった場合は、農地法第3条第2項各号には該当しないこととなるため、許可要件の全てを満たすと考えます。

	同様に、案件 6、案件 7 については、両案件ともに許可となった場合は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないこととなるため、許可要件の全てを満たすと考えます。 それ以外の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 なお、申請地については、担当区域等の農地利用最適化推進委員に確認をいただいております。 以上で、第 1 号議案の説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。第一事前審査会の池澤副委員長から報告をお願いいたします。
池澤委員	案件 1 から 3 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	続いて第二事前審査会の久保田委員長から報告をお願いいたします。
久保田委員	案件 4 と 5 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	続いて第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。
山本委員	案件 6 から 8 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	続いて第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。
上田委員	案件 9 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。 審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
西本委員	案件 1 は議案書の記載では譲受人の農業従事者人数が 1 人となっていますが、事前審査会では地元委員から妻も農業の手伝いをしているとお聞きしました。この場合、農業従事者は 2 人ということになるかと思いますが、取り扱いはいかがでしょう。
竹内係長	申請書では農業従事者 1 名ということになっております。この点については、申請者に確認しましたところ、「妻については従農日数が少ないので就農者に数えなかった」との回答がありました。
西本委員	申請者本人に確認のうえ、1 人という結論になったわけですね。わかりました。
議 長	他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委 員	全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)

議 長	そのように決定いたします。 続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件です。事務局より説明をお願いします。
北村主査	今月は、1件の申請が出されております。議案書は6ページをご覧ください。 案件1は、針木北二丁目、2筆、6,832 m²を、高速道路ののり面応急復旧工事の仮設工事ヤードとして使用するため、賃借権を設定するという一時転用の許可申請で、令和2年4月15日に県許可が下りている案件について、計画の変更申請が出されたものです。 現地案内図はNo.7をご覧ください。赤線で囲んだ部分が、本体工事である伊野インターと土佐インター間の高速道路のり面復旧工事の区域で、緑色に塗った所が工事施工区域及び通路部分として使用する一体利用地、ピンクに塗った所が今回の申請地となりまして、申請地は仮設工事ヤードとして、現場事務所や作業員詰所、工事材料置場や排水処理設備、施工用機械・プラント設備などを設置しております。 本申請は工期を変更するもので、当初は令和2年10月31日までの工期となっていたものを、令和3年3月31日まで延長する申請となっております。 工期変更の理由については、本体工事である応急復旧工事が、仮設工事の遅れ、天候、工法変更などから工期延伸をせざるを得ない状況となり、仮設工事ヤードとしての利用も延長が必要な状況になったため、とのこと。 なお、転用許可を受けた農地部分は計画どおり利用するため、被害防除計画についての変更はないとのこと。 以上で、第2号議案の説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一事前審査会です。第一事前審査会の池澤副委員長から報告をお願いいたします。
池澤委員	案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の意見を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。 それでは審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
加藤委員	本件は県ネットワーク機構への諮問が必要な案件となりますでしょうか。
竹内係長	計画の変更につきましては、農地の種別・面積によらず県ネットワーク機構への諮問は不要となっております。したがって、本案件につきましては、申請地面積が規定の3,000 m²を超えるものの、県ネットワーク機構への諮問はいたしません。
加藤委員	わかりました。

議 長	他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件 1 については許可相当との意見を付して申請書を県知事に送付することに、決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは、そのように決定いたします。 続きまして、第 3 号議案、農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請の件です。事務局より説明をお願いします。
北村主査	今月は、1 件の申請が出されております。 議案の審議に入ります前に、本議案にかかる農地法の規定について説明させていただきます。 農地法第 18 条は、農地の賃貸借の解約などを制限した規定であり、同条第 1 項では、県知事の許可を受けなければ、農地等の賃貸借の解除、解約の申し入れ等をしてはならないことが定められております。 本案件は、この規定に基づく賃貸借の解約の申請であり、農業委員会はこの申請に対して意見を付して県知事に送付することとなります。 なお、農地の賃貸借の解約について通知の受理のみで取り扱う事例が多くありますが、これは農地法第 18 条第 1 項ただし書きの規定に基づいて、同条第 6 項の規定により解約の通知が行われる場合の取り扱いとなります。合意解約の場合、合意による解約が土地の引き渡し前 6 カ月以内に成立したもので、その旨が書面において明らかである場合については許可が不要となり、申請者は農業委員会に対する通知のみで賃貸借の解約ができるようになります。 それでは、議案書は 8 ページをご覧ください。 案件 1 は、春野町弘岡中、市街化調整区域、田、122 m²を、賃借人の不耕作のため、賃貸借解約の申し入れを行うことの許可申請となっております。 なお、本案件は、賃借人が合意解約に応じなかったことによる、賃貸人の単独申請となっております。 現地案内図は No. 8 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 まず、これまでの経過についてご説明いたしますので、お配りしております資料をご覧ください。 1 枚目の経過説明書によりますと、本件の土地は申請人の父の代に賃貸借を設定していたと思われませんが、申請人はこの賃貸借のことを知らなかったとのことで、今回、行政書士を介し調査したところ、賃貸借が結ばれていたことを初めて知ったとのことですが、事情を知っている祖母も死亡から 40 年近くが経過しており、詳細は不明であ

るとのことです。

また、現地は不耕作地であり、申請人としては、賃借人には耕作の意思がないものと考え、賃借人に対して、合意解約を申し出ましたが、資料2枚目のとおり解約の必要性を感じないとの回答で、合意解約の書類も送り返されたため、本申請に至ったとのことです。

本事務局も農地利用最適化推進委員と現地確認し、資料3枚目の写真のとおり、申請地が不耕作状態であることを確認しております。

また、賃借人の現地での過去の耕作の実態や賃借料の支払いの有無を確認するため、賃借人に対して資料4枚目・5枚目の照会文書を、令和2年8月3日付で配達証明郵便で郵送し、賃借人が当該照会文書を受け取ったことを確認しております。しかし、回答期限までに回答が得られなかったため、申請人の申し出のとおり、40年以上前から耕作や賃借料の支払いが行われていなかったものと判断しております。

賃借人から申し立てがない限りは、耕作の意思がないだけでなく、相当の期間にわたり現地で賃借人による耕作が行われておらず、賃借料の支払いもないこととなり、農地法第18条第2項の許可要件のうち、第6号の「正当な事由」に該当するものと判断しております。

賃借人から申請された「農地法第18条第1項の規定による許可申請書」が県に進達され、本申請が許可になれば、賃借人に解約の申し入れを行うことができ、民法第617条の規定により、申し入れから1年後に本案件の賃借権は解約となります。

以上で、第3号議案の説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第四事前審査会です。第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。

上田委員

案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の意見を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議長

事前審査会の報告が終わりました。

それでは審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委員

(意見・質問なし)

議長

ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

案件1については許可相当との意見を付して申請書を県知事に送付することに、決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長

そのように決定いたします。

北村主査

続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

今月は、19件の申請が出されております。

内訳は、利用権の新規設定が11件、更新設定が8件となっております。

議案書10ページに、利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。

まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が20人で、延べ21人、利用権の設定を受ける者が13人で、延べ21人となっております。

土地の内訳は、田が25筆で20,833㎡、畑が6筆で8,263㎡、合計31筆で29,096㎡です。また、設定の内訳を見ますと、新規設定が14筆で11,955㎡、更新設定が17筆で17,141㎡となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。

それでは、利用権設定につきまして、新規設定の案件のみご説明いたします。

なお、利用権設定の開始日は、全て令和2年10月1日となっております。

議案書は12ページをご覧ください。

案件6は、春野町弘岡上、田、641㎡のうち118㎡を、10年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書13ページの案件7と案件8は、賃借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件7は、春野町弘岡中、田、849㎡のうち557㎡外2筆、合計1,175㎡を、案件8は春野町弘岡下、田、1,046㎡を、両案件とも19年11カ月間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、賃借人は土佐市に居住しているため、経営面積を確認する資料として、土佐市農業委員会の農業経営状況証明書が添付されております。

また、案件7の申請地は未相続地となっておりますが、相続権者のうち、持分の過半数となる方からの同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書14ページの案件11と議案書15ページの案件19は、賃借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

議案書14ページの案件11は、春野町東諸木、田、1,252㎡を、議案書15ページの案件19は、春野町森山、登記地目田、現況畑、948㎡を両案件とも5年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、両案件の賃借人の法人は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを事務局にて確認しております。この農地所有適格法人とは、農地法第2条第3項に定め

る事業要件や構成員要件などの要件を全て満たし、農地に関する権利の取得が可能な法人のことを言います。

また、案件 11 の申請地は、今回の賃借人とは別の方と賃借権を設定しておりましたので、あらかじめ農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約通知が出されており、解約手続き終了後に、本件申請にて利用権の設定を行うものです。合意解約通知については、後ほど改めて議案外の案件としてご報告いたします。

議案書は 14 ページに戻りまして、案件 12 と案件 13 は、賃借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件 12 は、春野町東諸木、田、1,015 m²を、案件 13 は春野町東諸木、田、1,180 m²を、両案件とも 10 年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、両案件の賃借人の法人は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを事務局にて確認しております。

また、両案件とも申請地は、今回の賃借人とは別の方と賃借権を設定しておりましたので、あらかじめ農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約通知が出されており、解約手続き終了後に、本件申請にて利用権の設定を行うものです。合意解約通知については、後ほど改めて議案外の案件としてご報告いたします。

続きまして案件 14 は、春野町仁ノ、田、580 m²外 1 筆、合計 1,165 m²を、10 年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、本件の申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして案件 15 は、春野町仁ノ、登記地目田、現況畑、1,084 m²を、10 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、案件 16 と案件 17 は、賃借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件 16 は、春野町西畑、登記地目田、現況畑、3,596 m²のうち 1,000 m²を、案件 17 は、春野町西畑、登記地目田、現況畑、4,344 m²のうち 1,972 m²を、両案件とも 5 年 3 カ月間貸すという賃借権の新規設定です。

以上、更新の案件も含め、計画の内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

全ての案件につきまして、本会で計画が妥当なものと決定されますと、令和 2 年 10 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で、第 4 号議案の説明を終わります。

第 4 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

議 長

	案件が第二，第三，第四事前審査会です。第二事前審査会の久保田委員長から報告をお願いいたします。
久保田委員	案件 1 と 2 については，計画を妥当と認めました。
議 長	次に，第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。
山本委員	案件 3 から 5 については，計画を妥当と認めました。
議 長	次に，第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。
上田委員	案件 6 から案件 19 については，計画を妥当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。 ただちに審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 すべての案件について，計画を妥当なものと決定することに，ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	すべての案件について，計画を妥当なものと決定いたします。 続きまして，第 5 号議案，農用地利用集積計画変更の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
北村主査	今月は，2 件の申請が出されております。 議案書 17 ページをご覧ください。 案件 1 は，平成 31 年 1 月 7 日に開催されました第 18 回農地総会でご審議いただき，平成 31 年 2 月 1 日付で公告されました利用権設定の計画につきまして，設定する利用権の期間を，平成 36 年（令和 6 年）1 月 31 日までの 5 年間であったものを，令和 22 年 8 月 31 月までの 22 年 7 カ月間に変更し，借賃の支払い方法を，現金持参から口座振込に変更したいという内容で申し出があったものです。 議案書では，変更後の計画でグレーに塗っている部分が変更箇所となっております。 続きまして，議案書 18 ページの案件 2 は，令和 2 年 3 月 6 日に開催されました第 33 回農地総会でご審議いただき，令和 2 年 4 月 1 日付で公告されました利用権設定の計画につきまして，設定する利用権の期間を，令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間であったものを，令和 22 年 8 月 31 日までの 20 年 5 カ月間に変更し，借賃の支払い方法を，現金持参から口座振込に変更したいという内容で申し出があったものです。 議案書では，変更後の計画でグレーに塗っている部分が変更箇所となっております。 なお，案件 1，案件 2 の賃借人は同一となっております。 利用権の変更内容につきましては，法律上，公告等の手続きが定められていないことから，本会で変更が承認されますと，本日付で計画が変更されます。

議 長

以上で、第5号議案の説明を終わります。

第5号議案の説明が終わりました。

事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第四事前審査会です。第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。

上田委員

案件1と2については、計画を妥当と認めました。

議 長

事前審査会の報告が終わりました。

ただちに審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委 員

(意見・質問なし)

議 長

ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

すべての案件について、計画の変更を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長

すべての案件について、計画の変更を妥当なものと決定いたします。

議案外の報告を事務局より一括してお願いします。

北村主査

議案外の案件について、まとめてご報告いたします。

まず、「①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件」についてご報告いたします。議案書は、20ページをご覧ください。

今月は2件の届出が出されており、地区の内訳は、三里が1件、春野が1件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書は、22ページをご覧ください。

今月は3件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、中央が1件、一宮が1件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書は、24ページをご覧ください。

今月は13件の届出が出されており、地区の内訳は、25ページにまたがりまして朝倉が4件、旭が1件、初月が1件、26ページに移りまして秦が1件、鴨田が1件、中央が1件、27ページにまたがりまして長浜が3件、一宮が1件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、

議 長 委 員 議 長	事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。 続きまして、「④農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件」についてご報告いたします。議案書は、29 ページをご覧ください。 今月は、5 件の通知が出されており、地区の内訳は、春野が 5 件となっております。 なお、案件 3 の土地が、先ほど第 4 号議案の案件 13 の際に説明いたしました合意解約で、同様に案件 4 の土地が第 4 号議案の案件 12 と、案件 5 の土地が第 4 号議案の案件 11 との関連案件です。 全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。 続きまして、「⑤非農地証明願の件」についてご報告いたします。議案書は、31 ページをご覧ください。 今月は 8 件の申請が出されており、地区の内訳は、秦が 2 件、一宮が 1 件、五台山が 1 件、介良が 1 件、32 ページにまたがりまして春野が 3 件となっております。 全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。 続きまして、「⑥農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件」についてご報告いたします。議案書は 34 ページをご覧ください。 今月は、1 件の取下願が出されており、地区の内訳は高須が 1 件となっております。本案件は、先月の農地総会で議案として上がっていた農地法第 5 条許可申請について、申請者の都合により計画を延期し、申請を取り下げることになったもので、令和 2 年 8 月 5 日付で取下願が出され、同日付で受理しております。 以上で、議案外報告を終わります。 議案外の報告に関しまして、ご意見やご質問がありましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。 事務局からの連絡がありましたらお願いします。
事 務 局 報 告 近森次長 議 長 委 員	(「令和 2 年度今後のスケジュール (予定)」を説明) 事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし)

議 長	ご意見・ご質問がないようでしたら、事務局からの連絡を終わります。 その他として、何かご意見・ご質問はありませんか。
次 回 農 地 総 会 議 長	他にご意見・ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。 次回の農地総会は、令和2年10月7日（水）を予定しております。
閉 会 議 長	（議長 高橋政継 挨拶して閉会を宣す。（午後4時40分）） 以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 3 年 6 月 30 日

議 長

高橋政継

議事録署名委員

川澤 一博

議事録署名委員

池澤 誠

議事録作成者

野中 秀憲